

過疎地域いきいき集落づくり支援事業

令和6年度予算額：460万円
(令和5年度：400万円)

過疎地域では、人口減少・高齢化に伴い様々な問題が発生している。
一方で、集落の課題・ニーズは千差万別であり、地域住民の主体性を活かした総合的な対策が必要。
本制度では、集落の集落の維持・活性化に資する事業を幅広く支援

01 事業概要

対象地域	新旧過疎法に基づく過疎地域(17市町村)内の集落
補助対象団体	市町村及び地域団体等
対象事業	集落の維持・活性化に資するソフト事業を幅広く支援(最大3年)
補助率・上限額	全域過疎地域：3/4 一部過疎地域：1/2 (上限：80万円/事業)
県の支援	県は市町村と共に補助金以外でも、地域組織の立上げ、取組事例集の作成、話し合いへの参加等の支援をニーズに応じて行う

02 R6見直しポイント

- ・ 予算拡充 (前年度比+60万円)
- ・ 営利目的の事業も申請可能に

03 事業イメージ

検討



- ・ 地域住民
- ・ 市町村職員
- ・ 県職員 等による話し合い

実施

【生活維持・確保】

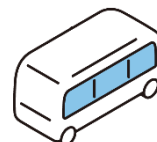
大多数の住民が高齢者の集落(いわゆる限界集落)
地域の共同作業の支援や生活交通の確保など、
生活の維持のための取り組み。



見守り活動



デジタル活用



生活交通の確保

【集落の活性化】

子育て世代、現役世代が残っている集落
都市との交流や商品開発など、集落の活性化、
持続可能性に向けた取り組み。



地域資源を活かした
新ビジネス創出



空き家利活用



地場製品の
高付加価値化